

6

計画の推進に向けて

食育を推進していく上では、県民一人ひとりが食に関わる問題を自らの問題として捉え、主体的に取り組むことが重要であるとともに、家庭、保育所・幼稚園・学校や地域等、それぞれが役割を分担・連携しながら、食育の実践を県民運動として推進していく必要があります。

(1) 計画の推進体制

〈県の推進体制〉

●和歌山県食育推進会議、食育推進本部

教育関係者、健康・栄養関係者、消費者団体、生産者・事業者団体、地域活動団体、メディア関係者、学識経験者、行政等で構成する和歌山県食育推進会議において、第2次和歌山県食育推進計画に基づく食育活動を推進します。

また、県庁内の関係部局で構成する和歌山県食育推進本部において、食育の推進に関する県施策を総合的かつ計画的に推進します。

●食育推進連絡会議

県の振興局を中心として、関係団体等で構成する食育推進連絡会議を各地方に設置し、地域の特性に応じた食育を推進します。

〈市町村の推進体制〉

●市町村食育推進会議等の設置

地域の特性を活かした食育を推進するためには、より県民に身近な行政機関である市町村が食育に取り組むことが重要となります。

このため、各市町村に市町村食育推進会議等を設置するなど、幅広い分野の関係者、関係団体の意見も聞きながら、地域の特色をより一層活かした市町村食育推進計画を策定し、実施していく必要があります。

県においても、市町村の食育推進体制の整備が図られるよう、積極的にはたらきかけを行います。

(2) 関係者の役割

〈県の役割〉

国や市町村、関係者・機関・団体との連携を図り、食育に関する施策に総合的かつ計画的に取り組むとともに、食育に対する意識の高揚や県民一人ひとりが食育を実践する機運の醸成に努め、食育を県民運動として推進します。

〈市町村の役割〉

家庭や保育所・幼稚園・学校、地域を結び、関係者・機関・団体との連携を図りながら、地域の特色を活かした食育の推進に積極的に努めるものとします。

〈家庭の役割〉

県民一人ひとりが、家庭での食育が重要な役割を持つことを十分認識し、日常生活における食育の実践に積極的に努めるものとします。特に、共食を通じた食育の推進に取り組むよう努めるものとします。

〈教育関係者等の役割〉

食に関する指導体制の整備に努めるとともに、栄養教諭等が中心となり、学校全体で共通認識のもと食育を推進するよう努めるものとします。また、家庭や地域等と連携しながら、子どもの食育の推進に取り組むよう努めるものとします。

〈生産者の役割〉

農林水産業に関する様々な体験・交流の機会を積極的に提供し、自然の恩恵や食に関わる人々の活動の重要性について、県民の理解を深めるとともに、学校給食への地場産物の供給など、地産地消への取組を推進するよう努めるものとします。

〈食品関連事業者の役割〉

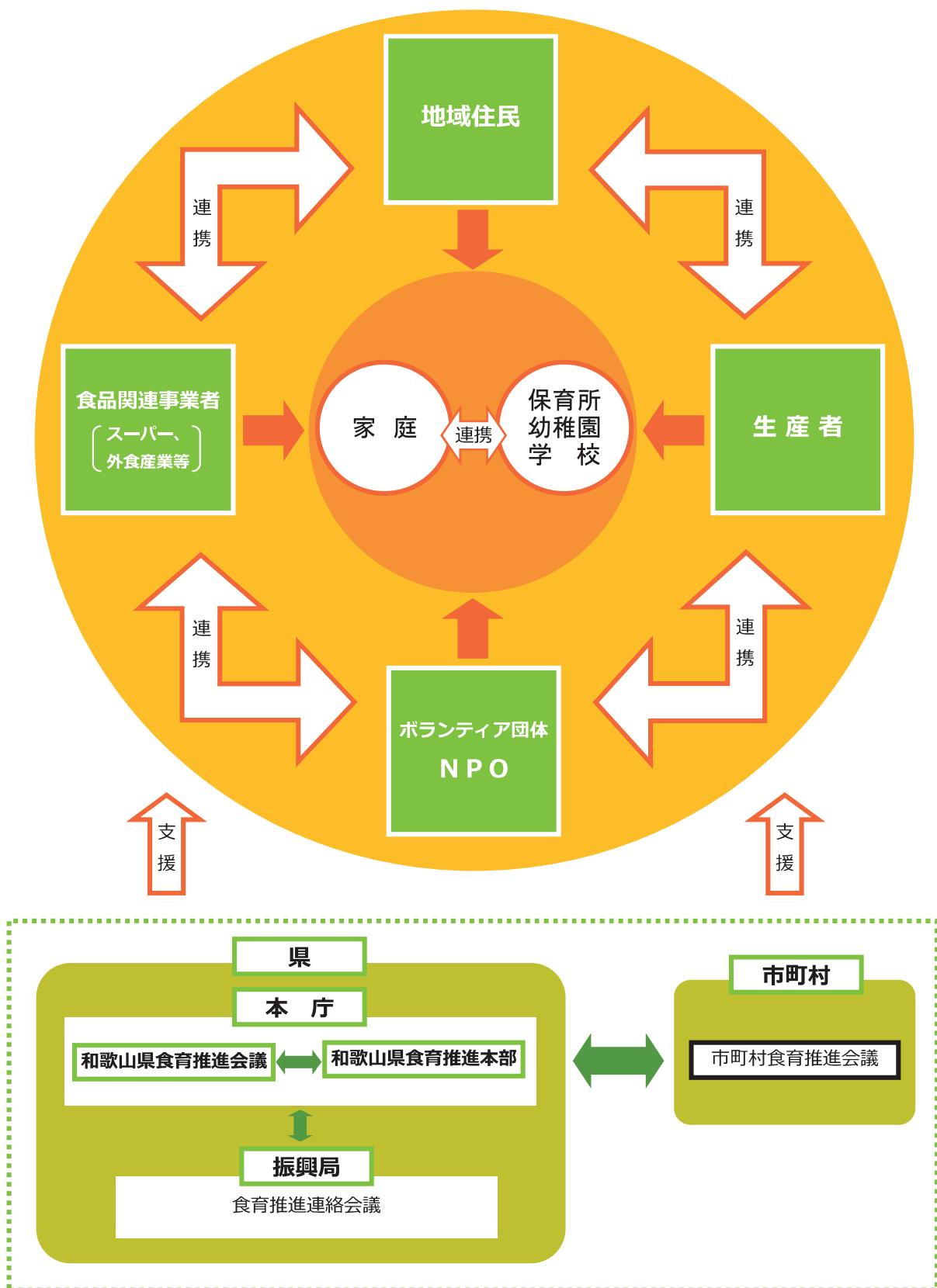
食品の安全性の確保、適正な食品表示はもとより、地場産物を活用した食品の提供、食育に関する様々な体験活動の場の提供や、栄養成分等食に関する情報提供に取り組むよう努めるものとします。

〈NPO、民間団体の役割〉

各組織の特色を活かし、県民の食育の実践につながる効果的な活動を展開するよう努めるものとします。また、他の組織と相互に連携・協力しながら、地域の実情に応じた食育を推進するよう努めるものとします。

(3) 関係者の連携

《食育推進に係る連携体制イメージ図》



(4) 計画の推進・進行管理

この計画に位置づけられた食育の各種取組は、県及び各種団体、関係者が相互に密接に連携し、総合的、計画的に推進するとともに、県の施策の進行管理については県食育推進本部が行い、それぞれ、毎年度、県食育推進会議に報告します。

また、本計画の目標年次である平成29年度までに、状況の変化等が生じた場合は、必要な措置を講じることとします。